令和５年 10 月１日
安佐北区医師会

安佐北区医師会在宅医療関連事業

安佐北区医師会在宅医療相談支援窓口運営事業 申し合わせ事項

１. 目的

本事業は、広島市在宅医療相談支援窓口運営事業の委託を受け、安佐北区での①在宅医療全般に関する相談事業と②在宅療養患者の入院先選定を円滑に行い、在宅医療の拡大を図ることを目的とする。

2. 事業の概要

1)在宅医療相談支援窓口を医療機関に設置する

安佐北区医師会から、下記医療機関に設置を委託する。

（高陽・白木地区）高陽ニュータウン病院

（可部・安佐地区）安佐医師会病院

患者居住地または事業所所在地、利用者の希望で、どちらの窓口でも利用できることとする。

2）相談支援窓口業務

・高陽ニュータウン病院、安佐医師会病院に相談支援窓口を設置する。

・相談支援窓口では、入院受け入れ調整と訪問診療におけるかかりつけ医や副主治医、協力医の紹介依頼及び在宅療養に関する各種相談業務を行う。

・自院にて入院の受け入れが困難な場合は、「安佐北区医師会在宅療養患者入院支援システム」（2015 年 11 月～、以下「旧システム」と略す）の情報等も参考にして責任を持って入院先を選定する。紹介先は区内で決められない場合は、区外も含めて選定してもよい。

・相談支援窓口では、看護師や医療ソーシャルワーカー等の専門職を配置して行うことを原則とする。

・相談支援窓口の運営時間は、当該医療機関の診療時間内とする。

・相談支援窓口の運営状況は、運営委員会にて安佐北区医師会に報告する。

3）相談支援窓口の利用者と利用方法

・相談支援窓口の利用者は、安佐北区住民を対象とした在宅医療を担当している安佐医師会員および在宅医療介護従事者とする。

・相談支援窓口への相談や入院依頼は電話又は、各申込書を使用することとする。医療機関が入

院申込を行う際は「在宅療養患者入院支援システム」の申込書の様式を利用し、訪問診療におけるかかりつけ医や副主治医、協力医の紹介依頼及び在宅医療に関する各種相談申込は「相談申込書・相談記録」の様式を使用する。

4)相談支援窓口に入院を依頼する対象患者

・除外患者：重症かつ緊急治療を要する患者の入院依頼はこの事業の対象から除くこととする。

・本事業の入院依頼対象患者は入院中以外のすべての在宅療養患者であり、「安佐北区医師会在宅療養患者入院支援システム」（「旧システム」）対象の「①急病治療、②精査、③看取り、④その他等を目的とする患者」とする。なお、「旧システム」では①急病治療は翌日以降の入院を対象としたが、本事業では当日入院依頼も含むものとする。また、入院期間は、２週間程度の短期を前提とし、退院後は在宅医療に復帰することを条件とする。

5)訪問診療における副主治医及び協力医制度

相談業務のひとつとして、訪問診療を行っている 3)の安佐医師会員が、なんらかの事情で、患者宅を訪問できない時、あるいは他科の専門医に訪問診療上の相談を行いたいときに、利用する制度とする。

3. 後方支援医療機関

本事業のうち、入院先選定業務を円滑に進めるために、「安佐北区医師会在宅療養患者入院支援システム」（旧システム）の支援医療機関を本事業の後方支援医療機関に移行し引き続き協力していただく。また、新規加入については、現システムの様式３「在宅患者入院支援システムエントリー用紙」を安佐北区医師会事務局へ提出することとする。

4. 安佐北医師会在宅医療相談支援窓口検討委員会および運営員会

事業運用開始までは在宅医療相談支援窓口検討委員会を、運用開始後は在宅医療相談支援窓口運営委員会を開催し、相談支援窓口の運営に関する検討を行う。

5. 補助金

広島市から安佐北区医師会に運営費の補助がある。各相談支援窓口設置医療機関への補助額は在宅医療相談支援窓口運営委員会が決定する。

6. 付記

・本事業は 2016 年 7 月 1 日から運営を開始する。

・「安佐北区医師会在宅療養患者入院支援システム」（「旧システム」）は、本事業と機能が重なることから、本事業の開始をもって終了とする。